

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、コンクリート圧送工として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、同市内に所在し、D会社が元請として施工していたE建設工事現場において作業中、高さ6.8メートルの梁からコンクリート床に墜落し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちに、F病院に受診し「骨盤多発骨折、右橈骨遠位端骨折、右尺骨肘頭骨折、右大腿骨頸部骨折、第6頸椎椎弓骨骨折、第7胸椎圧迫骨折、肋骨骨折、頭部挫傷、胸腹部挫傷、右中指基節骨骨折等」と診断され入院加療となった。その後、リハビリのためG病院に転医し、さらに、平成〇年〇月〇日以降はH病院において加療を継続し、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成〇年〇月〇日付け I 医師の意見書を根拠に、請求人の上腕にはカウザルギーと診断された痛みが存在すると主張する。

(2) しかしながら、I 医師の意見書はカウザルギーの診断要件を充たすものとは認め難く、J 医師の診断書、K 医師の意見書、L 医師の診断書及びM 医師の鑑定書のいずれの医師の所見にも、神経損傷ないしは神経障害を示唆する内容と思われる記載は認められない。

(3) 当審査会においても、これらの医師の意見書を含め本件一件資料を改めて精査したが、請求人らが主張する神経損傷又は神経障害の症状を示唆する根拠は見いだすことができず、請求人に残存する障害の程度は決定書理由第2の(2)の説示のとおり、障害等級第8級であると判断する。

なお、その余の請求人の主張は本件結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。